

11月は「連合東京 長時間労働・過重労働撲滅キャンペーン月間」

連合東京 杉浦会長メッセージ「すべての働く者の安全と健康管理の徹底を！！」

昨今、働き方改革関連法の施行を受けて、多様な働き方が2019年4月より進められており、2020年4月からは大企業が対象ですが同一労働同一賃金に向けた対応が既に始まっています。

この10月13日(火)と15日(木)には、正規社員と有期雇用契約労働者との不合理な格差が争われた最高裁の5つの事件について判決が出されました。判決をふまえ、今後、2021春季生活闘争においては、この均等・均衡処遇の問題を解決すべく労使で取り組みを進めなければなりません。

そのような意味からも、働き方改革関連法の一環として2019年4月より施行された労働安全衛生法の改正内容は、

- ①使用者は、すべての労働者(管理監督者含む)の労働時間を適正に把握(義務)すること
- ②労働者からの面接指導の要請基準を、時間外・休日労働時間100時間から80時間超/月に引き下げる
- ③労働者の健康確保のため産業医・産業保健機能の強化に取り組み、長時間労働者に対する面接指導が強化されること等がポイントですが、正規社員も有期雇用契約労働者もすべての働く者への対応が求められています。あわせて、ここ数年の労働法改正事項である過労死等の防止対策、過重労働対策やメンタルヘルス対策のストレスチェック対応も求められています。また、今年の6月には「パワーハラ防止法」が施行されました。これはパワーハラスメントの基準を法律で定め、具体的な防止措置を会社に義務付けるもので、大企業から対象となりますが対応が急務となっています。



連合東京は、9月から11月にかけて「連合東京 すべての働く人たちの労働安全キャンペーン」を展開しています。1947年に労働基準法が施行された9月を「労働基準月間」とし、10月は、最低賃金の周知徹底と全国労働衛生週間に合わせ、働く人たちの安全と健康管理に取り組み、そして11月は過労死等防止啓発月間に合わせ「長時間労働・過重労働撲滅キャンペーン月間」として取り組みます。

「すべての働く者の安全と健康管理の徹底」は、労使の永久的な取り組みが不可欠であることから、引き続き、連合東京に加盟するすべての組織・職場で、この労働安全キャンペーン期間中に、職場の安全衛生体制、組合員をはじめ一緒に働くすべての従業員の健康保持について点検してください。

連合東京は労働安全衛生委員会を中心に取り組みを進めますが、各構成組織や単組におかれましても、職場の安全衛生委員会で労働災害の防止に向けた協議と啓発活動、そして、健康診断受診、ストレスチェックの結果からも健康確保対策を積極的に進めてください。

最後に、すべての働く者の安全や健康を確保するためには、労使の不断の取り組みが必要であること、特に、パートや有期雇用契約で働く人たちの安全や健康、そして均等・均衡待遇改善に向けて、組織化・労使協議を通じ、基本給・賞与等も含めた待遇の改善、格差の是正にも取り組むことをこの月間を通じて連合東京は各ブロック地協からも広く社会にアピールしていくことを宣言し、私からのメッセージとします。

2020年10月31日

日本労働組合総連合会東京都連合会
会長 杉浦 賢次